

令和 年 月 日

保護者 様

## 新型コロナウイルス感染症罹患後の療養報告について

上滝こども園 園長 國峯 義仁

お子さんは、新型コロナウイルス感染症のため、他の人に感染させる恐れのある期間に配慮し、子どもの病状が園における集団生活に支障がない状態に回復してから登園していただくようお願いいたします。新型コロナウイルス感染症の登園のめやすは下記のとおりです。

**<新型コロナウイルス感染症の登園のめやす>**

発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過していること。

※次ページに詳細な療養期間の基準とめやす表を記載。確認をしてください。

回復後、登園再開にあたっては、**保護者が「新型コロナウイルス感染症における療養報告書」を記入し、園へ提出をお願いします。**

なお、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時感染した場合は、両方の登園のめやすを満たす必要があります。

**※以下保護者記入**

施設長 様

## 新型コロナウイルス感染症における療養報告書

組 氏名

1 受診 (自己検査の場合は 記入不要)	(1) 診断日	令和 年 月 日
	(2) 医療機関名	

2 療養	(1) 発症日(※1) (無症状の場合は検体採取日)	令和 年 月 日
	(2) 症状軽快日(※2) (無症状の場合は記入不要)	令和 年 月 日
	(3) 登園再開日(※3)	令和 年 月 日

※1 発症日とは、一般的には、発熱、咳、咽頭痛、鼻水などの症状が出始めた日。受診した場合には、医師が発症日を特定する。

※2 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。

※3 登園のめやすは、発症日(無症状の場合は検体採取日)を0日目とし、翌日から数えて5日を経過し、かつ、症状軽快日を0日目として1日を経過していること。

※ 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザに同時に感染した場合は、両方の登園のめやすを満たすこと。(インフルエンザの登園のめやす：発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過していること。)

令和 年 月 日 保護者氏名

新型コロナの詳細な療養期間の基準とめやす表  
 (高崎市立中学校の療養報告書から転載)

[参考] 新型コロナウイルス感染症の療養期間の基準
※ 有症状の方：発症した日（発熱等の症状が出た日）を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日間かつ症状が軽快して1日経過するまでとなります。
※ 無症状の方：検体を採取した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日間かつ症状が軽快して1日経過するまでとなります。

<出席停止期間のめやす表>

↓発熱などの症状が始まった日を0日目とします。無症状の場合は検体採取日を0日目とします。

発症後日数		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
月日		/	/	/	/	/	/	/	/	/	
体温		℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	
例1	発症から1日目に症状が軽快した場合	症状あり	症状軽快				出席停止期間	登校可能			
例2	発症から2日目に症状が軽快した場合	症状あり	症状軽快								
例3	発症から3日目に症状が軽快した場合	症状あり		症状軽快							
例4	発症から4日目に症状が軽快した場合	症状あり			症状軽快						
例5	発症から5日目に症状が軽快した場合	症状あり				症状軽快					
例6	発症から6日目に症状が軽快した場合	症状あり									症状軽快

※「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

※発症から10日を経過するまでは、マスク着用を推奨しますが、強制するものではありません。